

新居浜工業高等専門学校教育研究年次報告取扱要項

令和2年3月19日要項第1号

最終改正 令和6年12月10日

(趣旨)

第1条 新居浜工業高等専門学校(以下「本校」という。)が発行する教育研究年次報告(以下「年次報告」という。)の取扱いに関し、独立行政法人国立高等専門学校機構紀要等に関するガイドラインに定めるもののほか、必要な事項を定める。

(論文等の内容)

第2条 年次報告に投稿できる原稿の内容は、独創的で学問、文化及び産業の発展に寄与するもので、次の各号に掲げる分類のいずれか(以下「論文等」という。)とし、未発表のものに限る。

(1) 査読なし論文

(2) 総説

(3) 報告

(4) 記事

(著作権)

第3条 年次報告に掲載された論文等の著作権は、本校に帰属する。ただし、執筆者が自分の論文等を利用する場合は、本校の学術研究に支障がない限り許諾があったものとする。

(執筆者の責任)

第4条 論文等の内容については、執筆者がすべての責任を負うものとし、独立行政法人国立高等専門学校機構研究活動における不正行為防止等に関する規則第2条第1項に定める不正行為を行ってはならない。

2 学協会等に投稿した論文等の内容に係わる場合は、執筆者が事前に著作権に関する確認を得るものとする。

(投稿資格等)

第5条 論文等の投稿は、本校教職員(非常勤を除く。)のうち、研究倫理教育を定期的に受講している者を対象とする。ただし、図書委員会が特に認めた場合はこの限りでない。

2 投稿できる論文等は、1人1編を原則とする。ただし、合計ページ数が次条第1項で規定する限度内であれば2編を申し込むことができる。

(原稿)

第6条 論文等1編の長さは、本文、図表、写真等を含めて、仕上がりが工学及び自然科学系については8ページ、人文科学及び社会科学系については10ページを限度とする。ただし、図書委員会が特に認めた場合はこの限りでない。

2 原稿の執筆に当たっては、別に定める新居浜工業高等専門学校教育研究年次報告原稿執筆要領(以下「原稿執筆要領」という。)に従うものとする。特別な理由なくこれに従わないときは、図書委員会において審議の上、これを受理しないことがある。

(使用言語)

第7条 論文等に使用できる言語は、日本語又は英語とする。

2 日本語の論文等については、英語表題、ローマ字執筆者名のほか、英文概要を付ける。

(原稿の確認等)

第8条 投稿された論文等は仮原稿と見なし、論文剽窃チェックシステムによる確認の対象とする。

- 2 前項に基づき実施された論文剽窃チェックの結果は、執筆者に通知する。
- 3 執筆者は、前項の通知を参酌して必要に応じて当該論文等の修正等を行い、最終原稿として別紙様式3に定める投稿チェックリストと共に提出するものとする。
- 4 図書委員会は、論文等の原稿執筆要領との合致及び分類の適切性を確認するものとする。

(掲載の可否等)

第9条 図書委員会は、前条による確認に基づき掲載の可否及び分類の適否を決定する。

- 2 図書委員会は、掲載の可否等を決定したときは、執筆者にその結果を通知する。
- 3 図書委員会は、前項の決定について執筆者から異議の申出があったときは、執筆者の意見を考慮した上で、再度、決定する。

(日程)

第10条 投稿の申込みから発行までの日程は、次のとおりとする。

- (1) 投稿の申込み 6月頃(別紙様式1による。)
- (2) 投稿承諾通知 7月頃(別紙様式2による。)
- (3) 仮原稿提出 10月頃
- (4) 剽窃チェック及び結果通知 10～11月頃
- (5) 最終原稿及び投稿チェックリスト提出 10～11月頃(別紙様式3による。)
- (6) 最終原稿の確認 11月頃
- (7) 掲載可否等決定通知 12月頃(別紙様式4による。)
- (8) 発行 翌年1月頃

(編集)

第11条 年次報告1巻当たりの総ページ数は、300ページを限度とする。ただし、図書委員会が特に認めた場合はこの限りでない。

- 2 年次報告は、原則として毎年1回発行する。

(公開)

第12条 年次報告は、本校Webサイト等に登録し、公開するものとする。

(事務)

第13条 年次報告の編集に関する事務は、学生課において処理する。

(その他)

第14条 その他必要な事項については、その都度、図書委員会において審議の上、決定する。

附 則(令和2年3月19日 制定)

- 1 この要項は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 新居浜工業高等専門学校紀要投稿・編集要領(平成15年11月12日要領第1号)及び新居浜工業高等専門学校紀要審査内規(平成15年12月10日内規第1号)は、廃止する。

附 則(令和6年12月10日 一部改正)

この要項は、令和6年12月10日から施行し、令和6年6月1日から適用する。

別紙様式 1

新居浜工業高等専門学校教育研究年次報告投稿申込書

年 月 日

図書館長 殿

所 属
職 名
氏 名

新居浜工業高等専門学校教育研究年次報告第 卷に下記のとおり投稿いたしたく申し込みます。

なお、投稿に際しては「新居浜工業高等専門学校教育研究年次報告取扱要項」及び「新居浜工業高等専門学校教育研究年次報告原稿執筆要領」を遵守いたします。

記

1 表 題

2 共同研究者（所属等）

3 仕上がり予定頁数 頁

4 論文等分類の希望
（該当項目に✓印）

- ☐ 査読なし論文
- ☐ 総説
- ☐ 報告
- ☐ 記事

別紙様式2

新居浜工業高等専門学校教育研究年次報告投稿承諾通知書

年 月 日

殿

図書館長

年 月 日付けで申込みのありました下記教育研究年次報告への投稿について承諾いたします。

なお、この投稿論文等の著作権は、教育研究年次報告に掲載された時から本校に帰属します。

記

1 表 題

2 共同研究者（所属等）

3 仕上がり予定頁数 頁

別紙様式3

新居浜工業高等専門学校教育研究年次報告投稿チェックリスト

年 月 日

図書館長 殿

所 属
職 名
氏 名

私が投稿した論文等について、下記のとおり確認しましたので提出します。

記

- ☐ 掲載物の著者のうち第一著者及び高専関係者は研究倫理教育を定期的に受講している。
- ☐ 著者は研究成果等の公表にあたり、捏造、改ざん、盗用（剽窃）、二重投稿・二重出版、不適切なオーサーシップ等の研究不正を行っていない。
- ☐ 二重投稿、剽窃について確認用ツールにより確認がなされた。
- ☐ 著者名・所属、概要、本文、参考文献等が様式に沿って適切に記載されている。
- ☐ 誤字、脱字に関するチェックは行った。

※ 各チェックリスト項目について確認し、□に✓を記入の上、最終原稿と併せて提出してください。

別紙様式 4

新居浜工業高等専門学校教育研究年次報告掲載可否等決定通知書

年 月 日

殿

図書館長

表題 _____

上記論文等は、図書委員による確認の結果、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1. 教育研究年次報告として適切な論文等であると判断したので、掲載いたします。

論文等の分類	☐ 査読なし論文
	☐ 総説
	☐ 報告
	☐ 記事

2. 下記理由により掲載不可といたします。

()

※ 決定に異議がある場合は、速やかに図書館長に申し出ることにより、再度確認を受けることができます。